

令和2年9月30日

令和3年度の財政投融资計画要求書

(機関名：独立行政法人福祉医療機構)

1. 令和3年度の財政投融资計画要求額

(単位：億円、%)

区 分	令和3年度 要 求 額	令和2年度 計 画 額	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	2,872	2,594	278	10.7
(2)産業投資	—	—	—	—
うち 出 資	—	—	—	—
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	—	—	—	—
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	2,872	2,594	278	10.7

(注) 新型コロナウイルス感染症対策に係る要求額については、現在検討中(事項要求)。

2. 財政投融资計画残高

(単位：億円、%)

区 分	令和3年度末 残高(見込)	令和2年度末 残高(見込)	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	53,538	53,209	329	0.6
(2)産業投資	—	—	—	—
うち 出 資	—	—	—	—
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	—	—	—	—
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	53,538	53,209	329	0.6

3. 事業計画及び資金計画

事業計画

(単位：億円)

区 分	令和3年度 要 求 額	令和2年度 計 画 額	増 減
事業計画の合計額	2,870	3,021	△151
(内訳)			
福祉貸付	1,770	1,748	22
医療貸付	1,100	1,273	△173

資金計画

(単位：億円)

区 分	令和3年度 要 求 額	令和2年度 計 画 額	増 減
事業計画実施に必要な資金の合計額	2,754	2,825	△71
(財源)			
財政投融资	2,872	2,594	278
財政融資	2,872	2,594	278
産業投資	—	—	—
政府保証	—	—	—
自己資金等	△118	231	△349
一般会計補給金	35	35	—
一般会計交付金	13	12	0
財投機関債	200	200	—
貸付回収金	2,584	2,634	△50
借入金等償還	△2,873	△2,642	△231
その他	△77	△8	△69

財政投融资を要求するに当たっての基本的考え方

(機関名：独立行政法人福祉医療機構)

<官民の役割分担・リスク分担>

1. 政策目的の実現に必要な範囲内で、金融・資本市場に関与するに際し、官民の適切な役割分担がなされているか。

独立行政法人福祉医療機構の福祉医療貸付事業は、国の福祉政策や医療政策の推進を図るため、整備計画に基づき必要となる社会福祉施設や医療機関の機能分化や連携の推進など政策的に充実すべき医療施設等、社会的に必要なサービス基盤の提供を確実に推進する施設の設置者に対して、長期・固定・低利の融資を行っているものである。

これらの施設の主な経営主体である社会福祉法人や医療法人は、非営利で公共性が高く、財務基盤も脆弱であるため、民間金融市場のみによる長期資金の調達は困難であり、機構融資は、そうした民業を補完して行っているものである。

特に少子・高齢化の進展とともに、団塊の世代が後期高齢者となり医療・介護への需要が大きくなる2025年以降に向け、福祉、医療、介護のサービス提供基盤の整備は重要な課題であり、国の財政状況が厳しい中、効率的なサービス提供体制を確保するため、政策的誘導を行う機構融資の役割は引き続き重要なものである。

2. 官民が適切にリスク分担し、民間企業のモラルハザードを防止しつつ、適度な支援を行っているか。

福祉・医療分野において増大するニーズに対して、限られた資源のもと効率的にサービスを提供する体制を確保するため、福祉医療政策に沿って融資条件の見直しを適切に行いながら、事業者の円滑な施設整備・経営を支援している。

<対象事業の重点化・効率化>

3. 「民間にできることは民間に委ねる」という民業補完性を確保する観点から、対象事業の重点化や効率化をどのように図っているか。

民業補完性を確保する観点から、政策的ニーズを踏まえ、融資制度の適切な見直しを実施している。また、平成17年度から福祉貸付事業、平成27年度から医療貸付事業において、それぞれ協調融資制度を導入し、さらに、平成29年度から融資対象面積が5,000㎡を超える借入申込案件について、原則として民間金融機関との協調融資の利用を前提とするなど、民間金融機関と協調した融資を一層促進しているほか、融資や経営診断を通じて得た福祉医療のノウハウ等を民間金融機関等に提供す

る取組みを実施している。

<融資制度見直しの具体的な事例>

(福祉貸付)

- ・ 融資の利用実績が少ないものや政策的な優先度が必ずしも高くない施設・事業、有料老人ホームや営利法人が行う介護事業等について、融資対象からの除外や融資条件の見直し等の措置を講じている。
- ・ 平成18年4月より施行された障害者自立支援法における障害者関係施設について、新体系サービスへの移行を伴わない従前の整備事業に係る融資条件の見直し等の措置を講じている。

(医療貸付)

- ・ 病院向けの融資は原則的に建築資金に限定し、機械購入資金は先進医療等に使用する高額な医療機器（5,000万円以上で民間金融機関が融資しないものに限定）、長期運転資金は、災害復旧、金融環境の変化に伴う経営悪化への対応など緊急的なもののみとしている。
- ・ 大規模な500床以上の病院に対する融資は、政策優先度が高い5疾病・5事業等を行う事業に限定し、管理部門は融資対象外としている。
- ・ その他、融資の利用実績が少ないものや政策的な優先度が必ずしも高くない施設・事業について、融資対象からの除外や融資条件の見直し等の措置を講じている。

<財投計画の運用状況等の反映>

4. 財投編成におけるPDCAサイクルを強化する観点から、財投計画の運用状況を財政投融資の要求内容にどのように反映しているか。

平成29年度においては、資金交付及び財投運用は概ね計画どおりに実行することができたところである。

平成30年度においては、介護人材不足等による影響に加え、医療計画及び介護保険事業計画の同時開始や診療報酬及び介護報酬の同時改定があったことから、事業者がその影響を見極めたいとして施設整備に見送りが生じたこと等により、資金交付の未達が生じて財投の運用残額が発生したところである。

令和元年度においては、介護人材不足、都市部における土地の確保が困難なこと等により公募が不調となり整備計画が進まなかったこと、また、度重なる災害の発生やオリンピック需要による建設費の高止まりにより、資金需要が減少し、福祉医療機構への申込が減少したため、資金交付の未達が生じて財投の運用残額が発生したところである。

これらを踏まえ、令和3年度要求において、福祉貸付事業については、引き続き、過去の実績に基づき資金交付率等を見直すとともに、需要調査結果を基に算出し、需要等の変化を適切に反映したものとしている。

医療貸付事業についても、令和2年度の計画時の資金需要に対する当初予測に、令和元年度実績や直近の融資申込状況等を踏まえて見直しを行い、需要等の変化を適切に反映したものとしている。

(参考：過去3カ年の財政投融資の運用残額)

	29年度	30年度	元年度
運用残額	136億円	1,160億円	871億円
運用残率	3.9%	33.3%	29.7%

<その他>

5. 上記以外の特記事項

該当なし

(注)「運用残率」は、改定後現額(改定後計画+前年度繰越)に対する運用残額の割合(%)。

財 投 機 関 債 に つ い て

(機関名：独立行政法人福祉医療機構)

1. 令和3年度における財投機関債の発行内容

【一般勘定】

年 限	10年
発行予定額	200億円
発行形態等	一般担保付（コーポレート型）

なお、実際の発行金額等については、ALMや調達コスト及び市場動向等を勘案して決定

(参考) 令和2年度における財投機関債の発行予定額・発行形態等

【一般勘定】

年 限	10年
発行予定額	200億円（うち100億円発行済）
発行形態等	一般担保付（コーポレート型）
格 付	(AA) を取得

なお、実際の発行金額等については、ALMや調達コスト及び市場動向等を勘案して決定

2. 要求の考え方

【一般勘定】

満期一括償還である債券と元金均等償還である貸付との間でキャッシュフローの乖離が生じるという問題があるものの、財投改革の趣旨を踏まえ、自己資金等の状況を勘案し、令和3年度においては200億円を要求している。

成長戦略等に盛り込まれた事項について

(機関名：独立行政法人福祉医療機構)

「経済財政運営と改革の基本方針2020」及び「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和2年度革新的事業活動に関する実行計画」に盛り込まれた事項に関する要求内容

《福祉貸付・医療貸付共通》

- ① 新型コロナウイルス対応支援資金に係る融資条件の優遇措置（継続要求）

☞ 「経済財政運営と改革の基本方針2020」

第2章 国民の生命・生活・雇用・事業を守り抜く

1. 感染症拡大への対応と経済活動の段階的引上げー「ウィズコロナ」の経済戦略
(1) 医療提供体制等の強化
(3) 事業の継続と金融システムの安定維持

等

- ② 都市部における民有地等の借地を利用した介護施設等の整備に係る土地所有者への一時金に対する優遇措置（継続要求）

☞ 「経済財政運営と改革の基本方針2020」

第3章 「新たな日常」の実現

4. 「新たな日常」を支える包摂的な社会の実現
(1) 「新たな日常」に向けた社会保障の構築

等

《福祉貸付》

- ① 老朽民間社会福祉施設整備計画の延長に伴う無利子貸付の措置期間の延長（継続要求）

☞ 「経済財政運営と改革の基本方針2020」

第2章 国民の生命・生活・雇用・事業を守り抜く

2. 防災・減災、国土強靱化 — 激甚化・頻発化する災害への対応

等

- ② 保育関連施設等の整備に係る融資条件の優遇措置（継続要求）

☞ 「経済財政運営と改革の基本方針2020」

第3章 「新たな日常」の実現

1. 「新たな日常」構築の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備（デジタルニューディール）
(3) 新しい働き方・暮らし方
② 少子化対策・女性活躍

☞ 「成長戦略フォローアップ」

1. 新しい働き方の定着

(2) 新たに講ずべき具体的施策

x) 女性活躍の更なる拡大、ダイバーシティ経営の推進

☞ 「令和2年度革新的事業活動に関する実行計画」

1. 新しい働き方の定着

x) 女性活躍の更なる拡大、ダイバーシティ経営の推進

「保育の受け皿整備、地域における子育て支援の充実」

等

③ 障害福祉サービス事業等の整備に係る融資条件の優遇措置（継続要求）

☞ 「経済財政運営と改革の基本方針2020」

第3章 「新たな日常」の実現

4. 「新たな日常」を支える包摂的な社会の実現

(3) 社会的連帯や支え合いの醸成

等

④ 日常生活支援住居施設に係る融資制度（継続要求）

☞ 「経済財政運営と改革の基本方針2020」

第3章 「新たな日常」の実現

4. 「新たな日常」を支える包摂的な社会の実現

(1) 「新たな日常」に向けた社会保障の構築

等

⑤ アスベスト対策事業に係る融資条件の優遇措置（継続要求）

☞ 「経済財政運営と改革の基本方針2020」

第3章 「新たな日常」の実現

4. 「新たな日常」を支える包摂的な社会の実現

(1) 「新たな日常」に向けた社会保障の構築

等

《医療貸付》

① 経営安定化資金に係る融資条件の優遇措置の拡充（新規要求）

☞ 「経済財政運営と改革の基本方針2020」

第3章 「新たな日常」の実現

4. 「新たな日常」を支える包摂的な社会の実現

(1) 「新たな日常」に向けた社会保障の構築

等

② 持分なし医療法人へ移行するための経営安定化資金に係る融資条件の優遇措置の拡充（新規及び継続要求）

- ☞ 「経済財政運営と改革の基本方針2020」
 - 第3章 「新たな日常」の実現
 - 4. 「新たな日常」を支える包摂的な社会の実現
 - (1) 「新たな日常」に向けた社会保障の構築

等

- ③ 地域医療構想に基づく病院の統廃合の残債処理における既往貸付の繰上償還に伴う弁済補償金の免除（新規要求）

- ☞ 「経済財政運営と改革の基本方針2020」
 - 第3章 「新たな日常」の実現
 - 4. 「新たな日常」を支える包摂的な社会の実現
 - (1) 「新たな日常」に向けた社会保障の構築
 - ① 「新たな日常」に対応した医療提供体制の構築等

- ☞ 「令和2年度革新的事業活動に関する実行計画」
 - 6. 個別分野の取組
 - vii) 次世代ヘルスケア
 - ① 技術革新等を活用した効果的・効率的な医療・福祉サービスの確保
「社会福祉法人の経営の大規模化等」

等

- ④ 医療従事者の働き方改革支援資金に係る融資条件の優遇措置（継続要求）

- ☞ 「経済財政運営と改革の基本方針2020」
 - 第3章 「新たな日常」の実現
 - 1. 「新たな日常」構築の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備（デジタルニューディール）
 - (3) 新しい働き方・暮らし方
 - ① 働き方改革

- ☞ 「成長戦略実行計画」
 - 第9章 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた対応
 - 2. 今後の検討

- ☞ 「成長戦略フォローアップ」
 - 1. 新しい働き方の定着
 - (2) 新たに講ずべき具体的施策
 - vii) 生産性を最大限に発揮できる働き方に向けた支援
 - ① 長時間労働の是正をはじめとした働く環境の整備
 - 6. 個別分野の取組
 - (2) 新たに講ずべき具体的施策
 - vii) 次世代ヘルスケア
 - ① 技術革新等を活用した効果的・効率的な医療・福祉サービスの確保
 - ウ) 医療・介護現場の組織改革や経営の大規模化・協働化
(書類削減、業務効率化、多様な人材の活用)

☞ 「令和2年度革新的事業活動に関する実行計画」

1. 新しい働き方の定着

- vii) 生産性を最大限に発揮できる働き方に向けた支援
「長時間労働の是正をはじめとした働く環境の整備」

6. 個別分野の取組

vii) 次世代ヘルスケア

- ①技術革新等を活用した効果的・効率的な医療・福祉サービスの確保
「書類削減、業務効率化、多様な人材の活用」

等

財政投融资の要求に伴う政策評価（基本的事項）

（機関名：独立行政法人福祉医療機構）

1. 政策的必要性

独立行政法人福祉医療機構は、社会福祉事業施設の設置等に必要な資金の融通並びに病院・診療所等の設置等に必要な資金の融通を行い社会福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図ることを目的として設立されている。

国の福祉政策や医療政策の着実な推進を図るため、社会福祉施設や医療施設等の整備にあたっては、国や地方公共団体からの補助制度と連携して、設置者に対して長期・固定・低利の資金を融通しているところである。

資金の融通にあたっては、国の信用に基づいて調達した財政融資資金を活用することにより、施設の経営主体である社会福祉法人や医療法人が持続的かつ安定的な施設経営を行えるとともに、福祉・医療・介護サービスの利用者の負担を軽減したサービスを国民に提供することができるものである。

2. 民業補完性

福祉医療貸付事業は、国の福祉政策や医療政策の推進を図るため、整備計画に基づき必要となる社会福祉施設や医療機関の機能分化や連携の推進など政策的に充実すべき医療施設等、社会的に必要なサービス基盤の提供を確実に推進する施設の設置者に対して、長期・固定・低利の融資を行っているものである。

また、これらの施設の経営主体である社会福祉法人や医療法人は、税制上の優遇や補助金等の政策的支援が行われているものの、国の厳しい財政事情のもと、補助金の規模や補助率が縮減されてきている状況である。特に、少子・高齢化の進展とともに団塊の世代が後期高齢者となり、医療・介護への需要が大きくなる2025年以降に向け、福祉、医療、介護のサービス提供基盤の整備が必要なことから、金融機能として政策的に支援できる機構融資を活用することが不可欠である。

さらに、社会福祉法人や医療法人は、非営利であり、収入源が診療・介護報酬等の公定価格であるため低収益構造であること、また、人員配置等の規制や公共性という観点から求められる経営の持続性等により、経営・財務基盤が脆弱であるため、民間金融市場のみによる長期資金の調達は難しいことから、機構融資は、そうした民業を補完して行っているものである。

3. 有効性

長期・固定・低利の特徴を活用し、政策的に優先度の高い分野や災害からの復旧・復興など緊急性の高いものについて融資条件の優遇措置等を講じるなどメリハリをつけた融資を行うことで、限られた財源による国の補助金等の政策支援を補完して、福祉医療のサービス提供の基盤整備や効率化を推進し、事業の効率性・租税負担抑制等を図っている。

なお、平成21年度から平成30年度の10年間において、福祉貸付事業では、民間の社会福祉施設に対して、施設数で9千施設、定員数で42万1千人分の整備を支援し、医療貸付事業では、医療関係施設に対して、施設数で1千4百施設、病床等数で3万1千人分の整備を支援したところである。

機構融資による主な施設の整備状況としては、次のとおりである。

区分	機構融資による整備状況	(参考) 民間施設の定員※
老人福祉施設	16万7千人	68万1千人
障害者福祉施設	2万3千人	13万6千人
児童福祉施設	23万1千人	197万5千人
福祉貸付事業(計)	42万1千人	279万2千人
病院	7千人	119万8千人
介護老人保健施設	2万4千人	36万2千人
医療貸付事業(計)	3万1千人	156万人

※民間施設の定員は平成30年10月現在の定員数

4. その他

令和元年度実績における貸倒償却率(貸付金残高に対する償却額の割合)、延滞率(貸付金残高に対する延滞債権及び破綻先債権の残高の割合)は、以下のとおりともに低く、償還確実性が確保できていると考えている。

福祉貸付事業	貸倒償却率	0.00%
	延滞率	0.89%
医療貸付事業	貸倒償却率	0.00%
	延滞率	3.22%

元年度決算に対する評価

(機関名：独立行政法人福祉医療機構)

1. 決算についての総合的な評価

元年度の実績は、無利子または金利優遇の貸付について、調達金利の低下により逆ざやが縮小したこと等により、当期総利益（6,368百万円）を計上した。なお、運営費交付金等については、予算の範囲内において適正な執行が図られたものと評価している。また、令和3年度予算要求においては、当該事業実績を加味した適正な必要額を要求していくこととしている。

2. 決算の状況

(1) 資産・負債・資本の状況

- 資産 貸付金の平均残高の減による貸付金残高の減
- 負債 財政融資資金の平均残高の減による借入金残高の減
- 純資産 当期未処分利益の増に伴う増

(2) 費用・収益の状況

- 費用 財政融資資金の平均残高の減と平均利率の低下による借入金利息の減、財投機関債の平均残高の減と平均利率の低下による債券利息の減及び貸倒引当金繰入の減
- 収益 貸倒引当金戻入益の増及び上記費用の減による利子補給金収益の減

(「費用」及び「収益」に係る決算の状況は、貸付事業に係る科目の増減要因について記載している。)